（別添）

基発０１１６第１号
平成２７年１月１６日

都道府県労働局長　殿

労　働　基　準　局　長
（　公　印　省　略　）

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

標記については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第１項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第２条第３項の規定に基づき、報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので支払われるものの価額を厚生労働大臣が定めることとされており、平成 24 年１月 31 日に「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）により告示したところであるが、今般、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第５号。以下「改正告示」という。）の告示により、改正されたところである。

改正告示は、本年４月１日から適用されるので、その取扱いに当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

また、本件については、別添のとおり、本日付けで保険局長及び大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長宛て通知している旨申し添える。